



令和3年1月20日
海上保安庁

令和2年の海上犯罪取締りの状況（速報値）

◇ 送致件数 7278 件 送致人員 4820 人

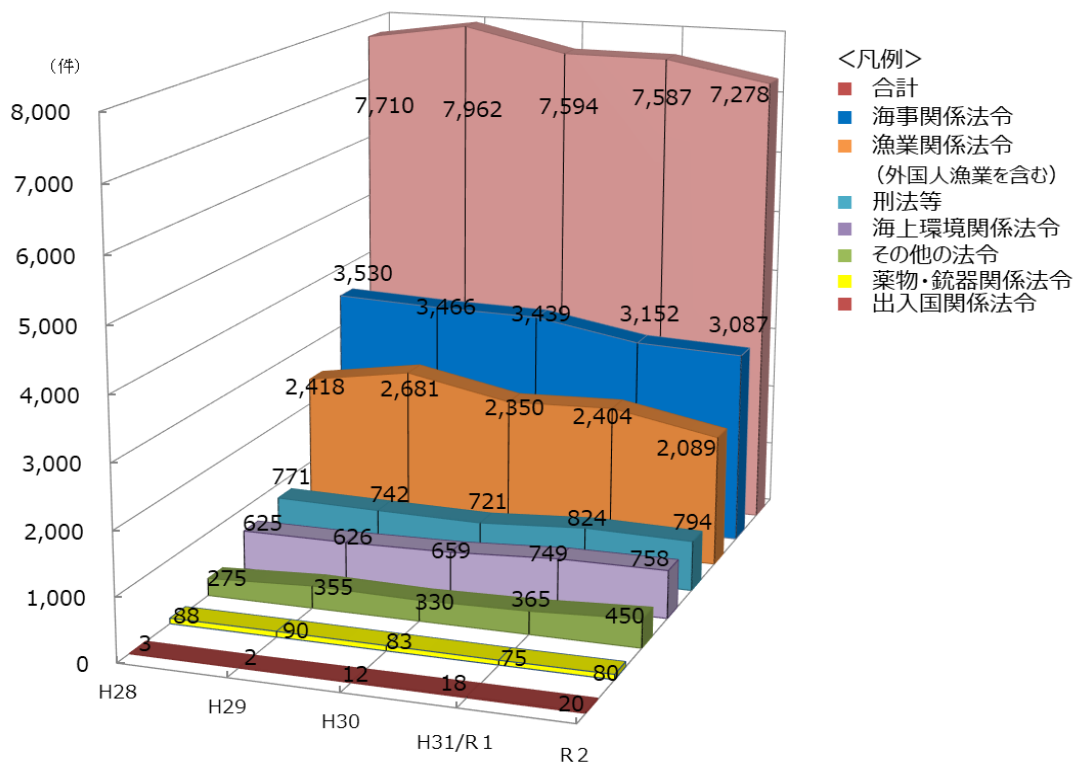
令和2年の海上犯罪の送致件数は、7278件（前年比309件減）、送致人員は、4820人（前年比196人減）でした。

◇ 悪質・巧妙化する犯罪の増加

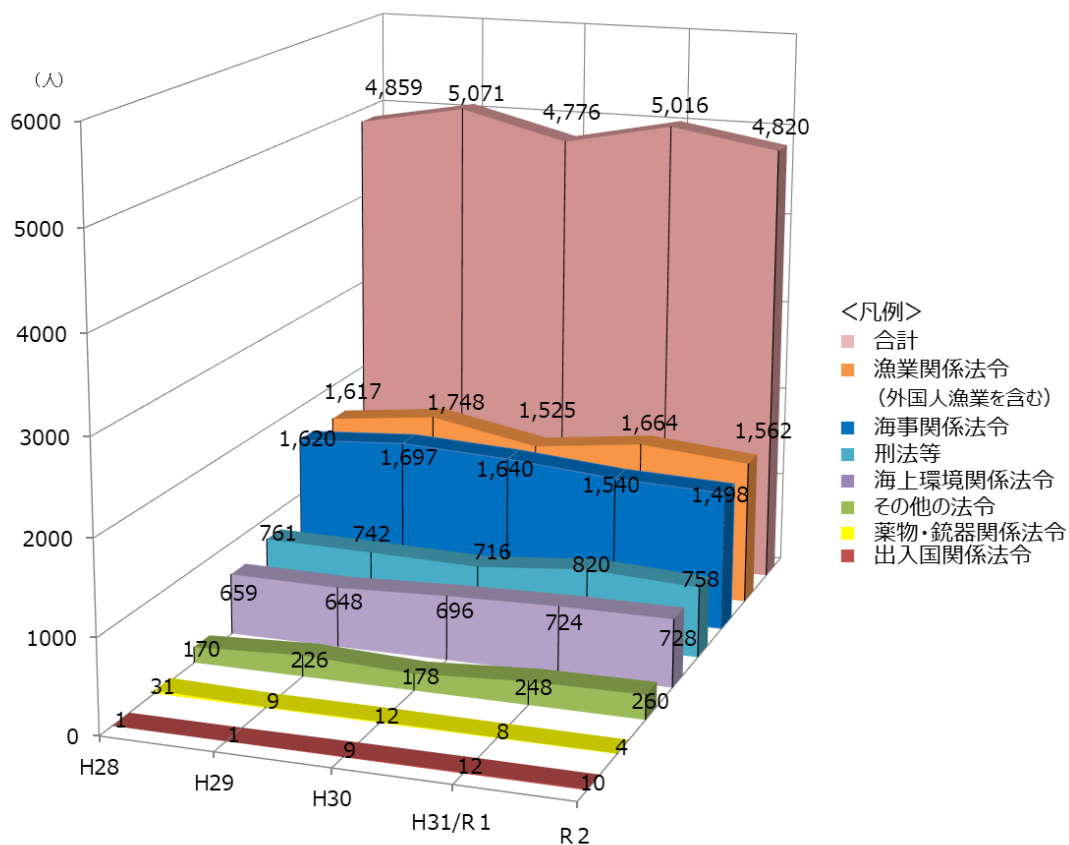
漁業関係法令違反については、暴力団等が関与する組織的・悪質な密漁を含む無許可潜水器漁業事犯が、また、刑法犯については、不正に改ざんされたB-CASカードを使用した事犯が増加しています。海上環境関係法令違反については、海へ廃棄物を投棄するなどの廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反を多く検挙しています。薬物密輸事犯については、海上コンテナ貨物に隠匿された覚醒剤や大量のコカインの密輸などを摘発しています。

◆ 詳細は「別添」をご参照ください。

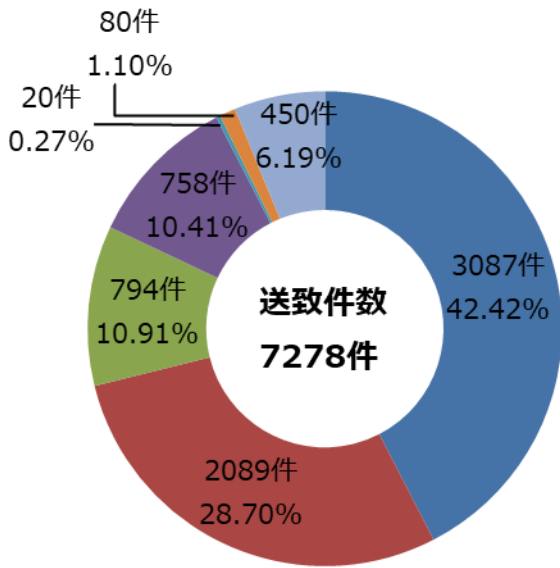
各種法令別送致件数の推移(平成28年～令和2年)



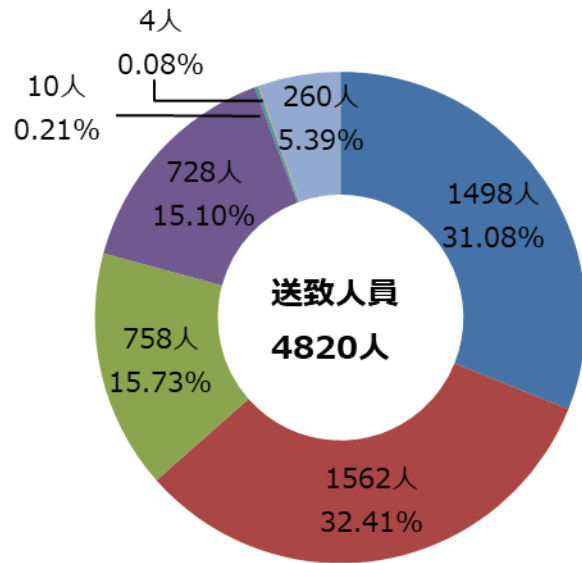
各種法令別送致人員の推移(平成28年～令和2年)



法令別送致件数割合



法令別送致人員割合



- 海事関係法令
- 刑法
- 出入国関係法令
- その他の法令

- 漁業関係法令（外国人漁業を含む）
- 海上環境関係法令
- 薬物・銃器関係法令

各種法令別取締り等の状況

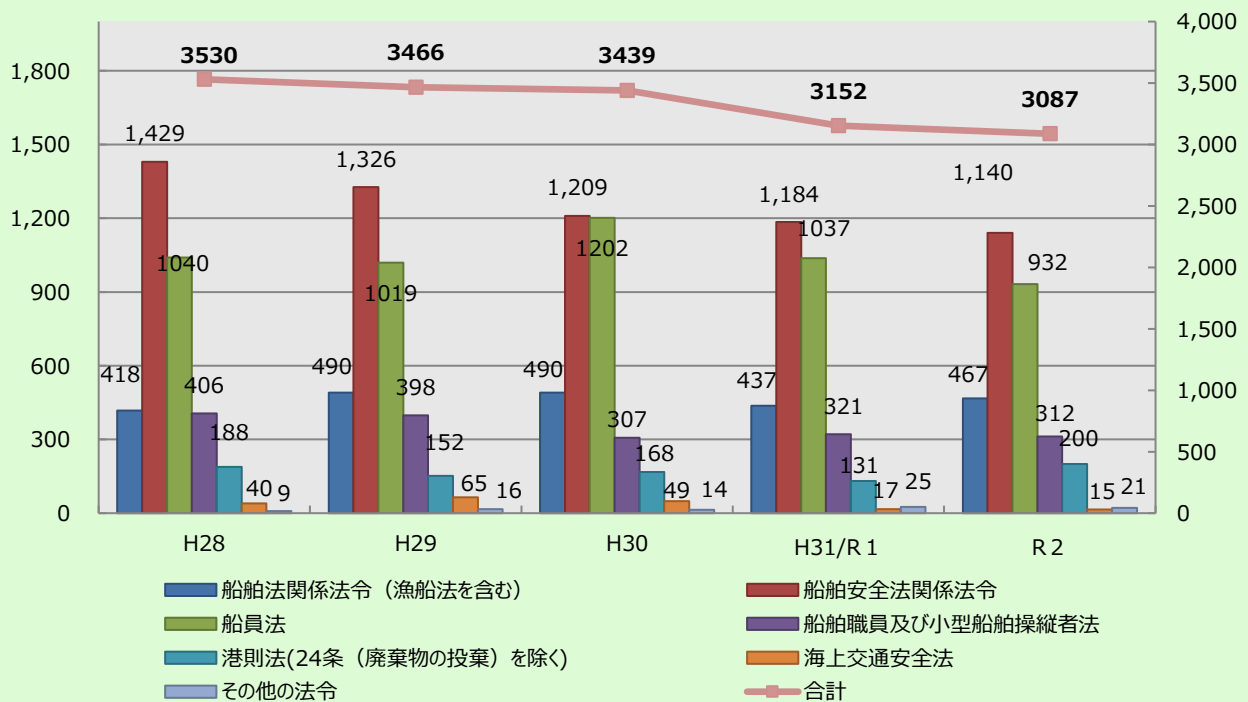
1. 海事関係法令違反の取締り状況

海事関係法令違反の送致件数は 3087 件（前年比 65 件減）で送致件数全体の 42.4%となりました。

法令別では、船舶の検査や定員、航行区域等を規定した船舶安全法違反等が 1140 件で海事関係法令違反全体の 36.9%、船員の労働条件等を規定した船員法違反が 932 件で 30.2%、船舶の登録等を規定した船舶法違反等が 467 件で 15.1%、船舶操縦者の資格等を規定した船舶職員及び小型船舶操縦者法違反が 312 件で 10.1%を占めています。

引き続き、船舶や船員の安全に支障を及ぼすような不法運航等について取締りを行い、海上における船舶交通などの安全の確保を図っていきます。

(件) 海事関係法令違反の送致件数の推移



○プレジャーヨットによる無資格運航等事件（田辺海上保安部）

令和2年8月、日置港沖にて浅瀬に乗り揚げ、曳航救助されたヨット船長に事情聴取を行ったところ、無資格で乗船しており、ヨットについても無検査であることが判明したことから、船舶職員及び小型船舶操縦者法違反及び船舶安全法違反で通常逮捕しました。

被疑者については、同年5月にも同様に無資格で同ヨットを運航していたとして逮捕、罰金処分を受けており、違法状態を是正せずに運航していたことが明らかになりました。



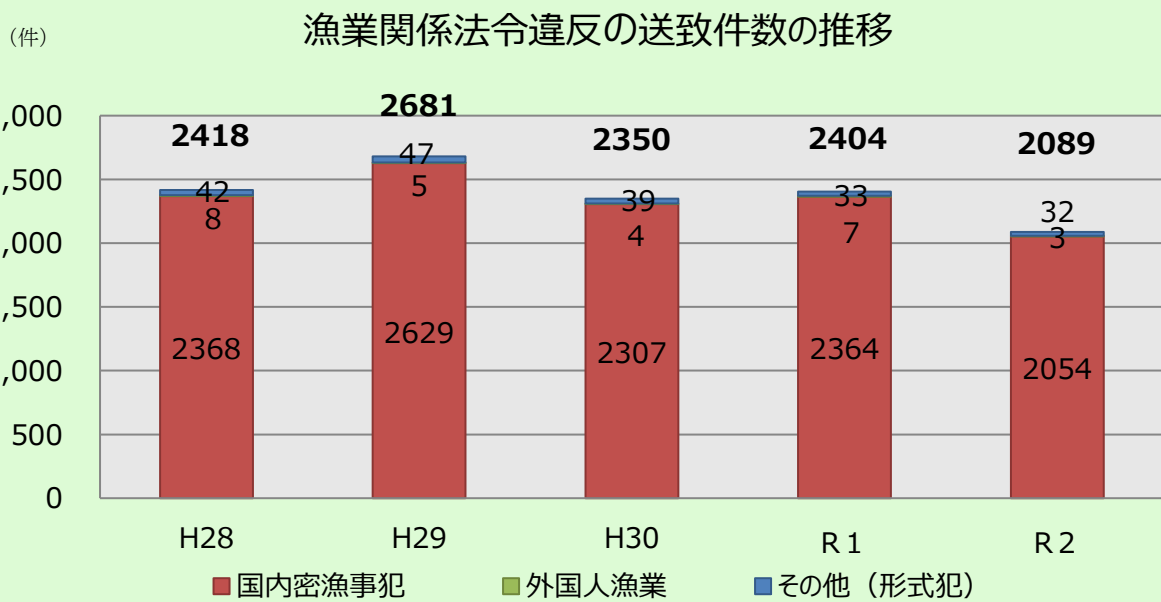
浅瀬に乗り上げたヨット

2. 漁業関係法令違反の取締り状況

漁業関係法令違反の送致件数は 2089 件（前年比 315 件減） で送致件数全体の 28.7% となりました。

国内密漁の形態としては、漁業者によるもののほか、遊漁者によるものなど、多岐にわたっており、特に、無許可操業事犯を 54 件（前年比 9 件増）、119 人（前年比 53 人増）送致 しました。罰則が強化された改正漁業法が令和 2 年 12 月に施行されたことも踏まえ、引き続き、取締りを強化するなど地域ニーズに応じて対処していきます。

また、令和 2 年においては、外国漁船による漁業関係法令違反による検挙実績はありません。



※外国人漁業：外国人漁業の規制に関する法律、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の件数

○「なまこ」密漁事件（室蘭海上保安部）

令和 2 年 8 月、室蘭港周辺海域の漁業権区域内において、船外機付きゴムボートを使用して潜水器密漁を行っている状況を現認したことから、乗船していた 4 名を漁業法違反等で逮捕しました。

また、陸上で見張りを行っていた 2 名も同様に逮捕し、押収した「なまこ」は約 265 キログラムに及びました。



押収した「なまこ」

○「なまこ」密漁事件（尾道海上保安部）

令和 2 年 2 月から 5 月までの間に、広島県海域、岡山県海域において、無許可で潜水器漁業及び小型機船底びき網漁業を行ったとして、漁業法違反等により密漁グループ 9 名を逮捕しました。

また、本件の主犯格として指定暴力団組員が関わっていたことから、漁業法違反容疑では当庁初となる指定暴力団本部事務所への強制捜査を実施しました。



密漁・加工された「なまこ」

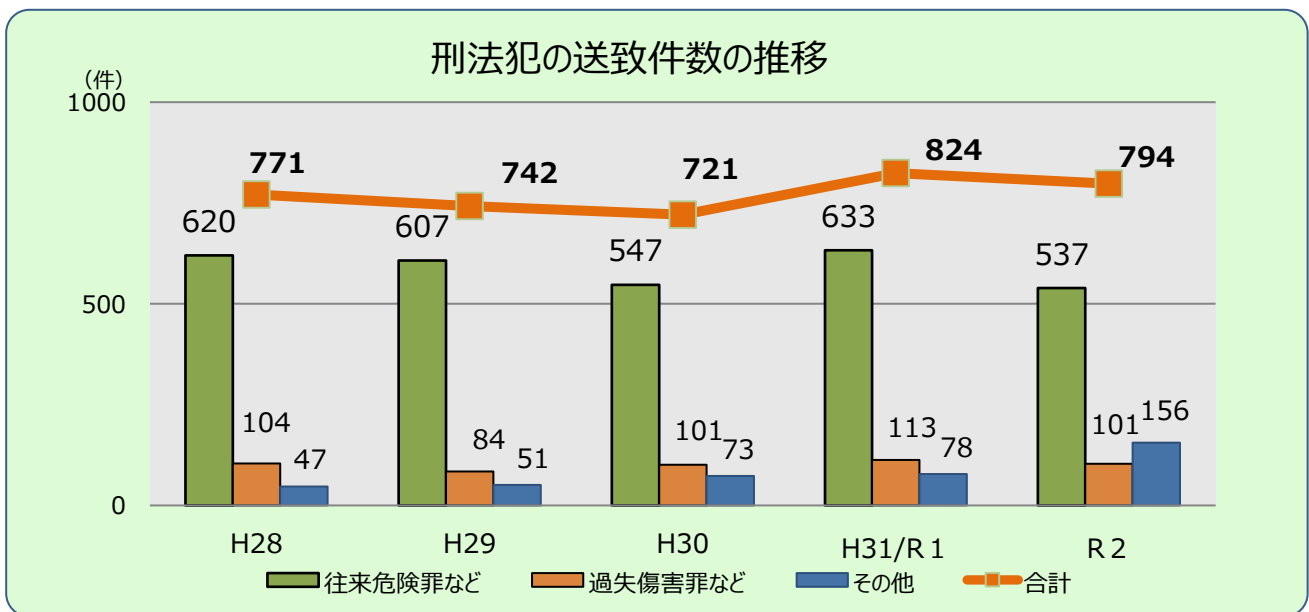
3. 刑法犯の取締り状況

刑法犯の送致件数は794件（前年比30件減）で送致件数全体の10.9%となりました。

罪種別では、船舶の衝突や乗揚げ等、船舶の往来の危険を生じさせる等の罪が537件で刑法犯全体の67.6%、過失により船舶を衝突させ乗船者を負傷させる等の、業務上過失傷害等の罪が101件で12.89%となりました。

また窃盗及び強盗の罪が22件で2.8%、傷害の罪が25件で3.1%となり、過去10年で最多となりました。

私電磁的記録不正作出罪及び不正作出私電磁的記録供用罪については、あわせて79件で9.9%となり、前年と比較し約2倍の送致件数となりました。



○フェリー船内窃盗事件（舞鶴海上保安部）

令和2年10月、航行中のフェリーの船長から、船内での窃盗情報及び被疑者の確保情報を受理、同船の着岸後、捜査員による被疑者等からの事情聴取、防犯カメラ確認、船内搜索等を実施し、被害品を発見したことから被疑者を任意同行しました。

翌朝、被疑者を窃盗等で通常逮捕しました。



窃盗事件があったフェリー

○不正改ざん B-CAS カード供用・譲渡事件（神戸海上保安部）

令和元年12月、フェリーへの立入検査を実施したところ、乗組員数名が不正に改ざんされた B-CAS カードを供用している状況を確認、このカードを譲渡していたフェリー会社社員1名を不正競争防止法違反で通常逮捕しました。

その後の捜査の過程で、同フェリーのほか同じ会社が所有するもう一隻のフェリーにおいても乗組員による不正改ざん B-CAS カードの供用等が認められたことから、計30か所の搜索差押えを実施し、最終的に乗組員等32名について、不正作出私電磁的記録供用罪等の容疑を明らかにし、令和2年5月までに送致しております。



不正に改ざんされた B-CAS カード

4. 海上環境関係法令違反の取締り状況

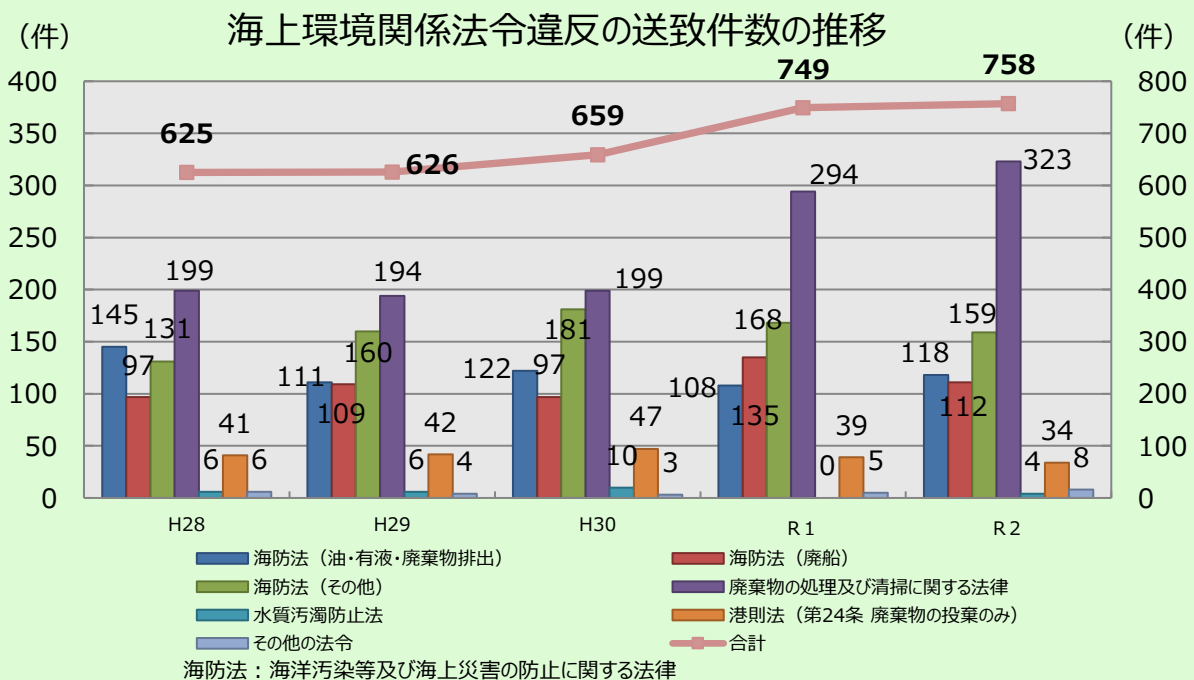
海上環境関係法令違反の送致件数は 758 件（前年比 9 件増）で送致件数全体の 10.4 %となりました。

法令別では、船舶からの油や有害液体物質の排出、船舶の不法投棄等を禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反が 389 件で海上環境法令違反全体の 51.3%、廃棄物の投棄等を禁止する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反が過去 10 年で最多となる 323 件、42.6%となりました。

なお、外国船舶に対する油等の不法排出事犯の取締りについては、国際条約に基づく担保金の提供による釈放制度を適用しており、8 件の油等の不法排出事犯について、担保金の提供を受けました（前年 1 件）。

その他、日本近海の海洋汚染の監視等のしよう戒によって、1 隻の油排出船舶を確認し、国際条約に基づき、それぞれの外国船舶の旗国に対して、その船舶の処罰を求める旗国通報を行いました（前年 2 隻）。

海上環境事犯は、沿岸部の地域住民に健康被害を生じさせたり、水産業に莫大な損失をもたらす可能性が高いことから、今後も徹底した監視・取締りを行っていきます。



○久栗坂漁港沖合における漁具不法投棄事件（青森海上保安部）

令和2年6月、久栗坂漁港沖合において、ほたて養殖業に使用し不要となった「ほたて養殖籠」約 900 キログラムを船舶から投棄したとして、被疑者 7 名を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で検挙しました。その後の捜査において、他に少なくとも 3 回にわたり「ほたて養殖籠」を投棄しており、総投棄量は約 2.5 トンに及ぶことを明らかにしました。



ほたて養殖籠（約 150 キログラム）

5. 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

薬物・銃器関係法令違反の送致件数は80件（前年比5件増）となりました。

また、海上ルートによる密輸事犯として、海上貨物等に隠匿する手口により覚醒剤やコカインを密輸する事犯などを摘発しました。

この詳細については、令和3年1月20日付、公表の「令和2年における密輸及び密航取締り状況について」（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）に掲載）をご参照ください。

6. 出入国関係法令違反の取締り状況

出入国関係法令違反の送致件数は20件（前年比2件増）となりました。

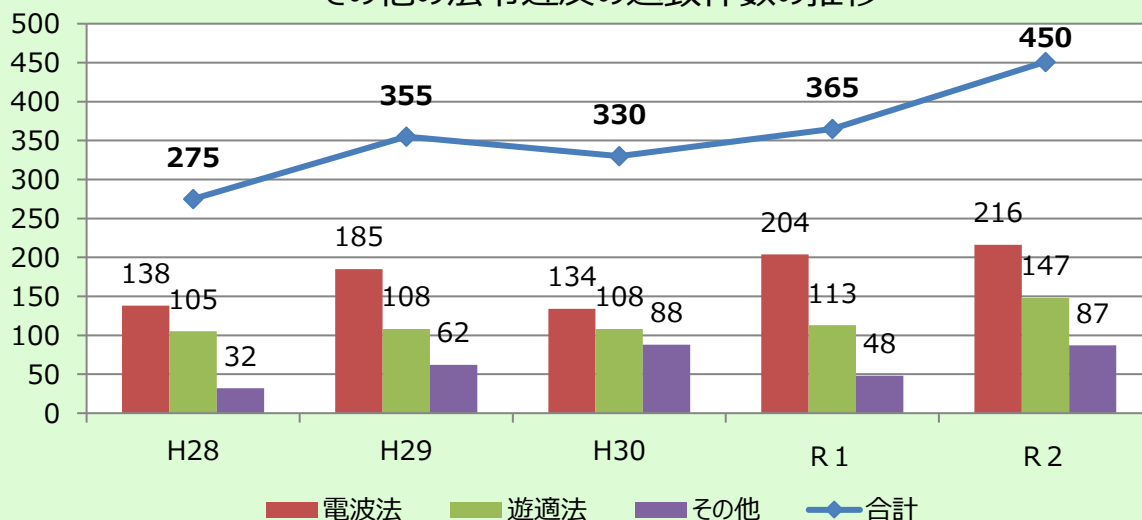
なお、船舶利用による密航事犯についての摘発はありませんでした。

7. その他の法令違反の取締り状況

その他の法令違反としては、電波法違反、遊漁船業の適正化に関する法律違反、軽犯罪法等の違反があり、送致件数は 450 件（前年比 85 件増）で送致件数全体の 6.2%となりました。

法令別では、漁業無線局やアマチュア無線局を不法に開設する等の電波法違反が 216 件でその他の法令違反全体の 48.0%、登録を行わずに遊漁船業を営む等の遊漁船業の適正化に関する法律違反が 147 件で 32.7%となりました。

その他の法令違反の送致件数の推移



○遊漁船業の無登録営業事件（尾道海上保安部）

令和2年4月、広島県尾道市を定係地としているプレジャーボートが、広島県知事から遊漁船業の登録を受けることなく、客を乗せ、釣りをさせているとの情報を得て、捜査に着手しました。

捜査の結果、親子3名がプレジャーボートに釣り客を乗せて遊漁させ無登録営業を行っていたことを特定し現場を急襲したところ、1名は全面的に事実を認めたことから任意捜査、2名は事実を一部否認したことから、遊漁船業の適正化に関する法律違反で通常逮捕しました。



客に釣りをさせている状況

取調べの録音・録画の実施状況について

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間における、取調べの録音・録画は、制度対象事件※¹ 0事件、制度対象事件以外の事件※² 45事件実施しました。

引き続き、供述の任意性・信用性の確保を目的とする本制度に的確に対応していきます。

(参考) 制度対象事件等について

※1 制度対象事件

次に掲げる事件について、逮捕又は勾留されている被疑者の取調べ又は弁解の機会の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況について、例外事由（機器の故障等）に該当する場合を除き、録音・録画を行う。

- ① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件
- ② 短期1年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件

海上保安庁で取り扱う可能性のある制度対象事件の具体例としては、現住艦船放火（刑法第108条）、往来妨害致死（刑法第124条第2項）、通貨偽造及び行使等（刑法第148条第1項・第2項）、強制わいせつ等致死傷（刑法第181条第1項・第2項）、殺人（刑法第199条）、傷害致死（刑法第205条）、強盗致死傷（刑法第240条）、営利目的薬物密輸（覚せい剤取締法第41条第2項）、営利目的けん銃等密輸（銃刀法第3条の4・第31条の2台2項）、海賊行為に関する罪・未遂等（海賊処罰法第3条第1項・第2項）など様々なものがあります。

※2 制度対象事件以外の事件

制度対象事件以外の事件のうち、精神に障害がある被疑者に係る事件等、公判において、供述の任意性・信用性をめぐって争いが生じる可能性がある事件の取調べ又は弁解の機会について、制度対象事件と同様に、録音・録画を行う。